

IGF コードに関する事項

制定規則等

鋼船規則 GF 編（新規制定）

鋼船規則検査要領 GF 編（新規制定）

鋼船規則 A 編，B 編，C 編，CSR-B 編，CS 編，D 編，K 編，M 編，N 編及び R 編
船体防汚システム規則

高速船規則

登録規則細則

鋼船規則検査要領 B 編，C 編，K 編，N 編及び R 編

高速船規則検査要領

船用材料・機器等の承認及び認定要領

制定及び改正事項

IGF コードに関する事項

制定等の理由

近年，国際的な大気汚染による環境問題を背景に，推進用燃料としてガス燃料を採用する船舶への関心が高まっていることから，IMO は当該船舶に対する追加の安全措置を規定する「ガス燃料船に対する暫定ガイドライン」（非強制）を 2009 年 6 月に開催された第 86 回海上安全委員会（MSC86）において決議 MSC.285(86)として採択した。

IMO においては，当該ガイドラインの採択後も引き続きガス又は低引火点燃料を使用する船舶の安全性の確保を目的とした強制コードを策定するべく検討が行われてきた。

その結果，2015 年 6 月に開催された第 95 回海上安全委員会（MSC95）において，ガス又は低引火点燃料を使用する船舶の安全に関する国際規則（IGF コード）及びこれを強制化する SOLAS 条約の改正が，それぞれ決議 MSC.391(95)及び決議 MSC.392(95)として採択された。

このため，決議 MSC.391(95)及び決議 MSC.392(95)に基づき，ガス燃料船を対象とした鋼船規則として「鋼船規則 GF 編」を制定するとともに関連規定を改めた。

制定等の内容

主な制定等の内容は次のとおり。

- (1) 低引火点燃料船の船級符号への付記を規定した。
- (2) 低引火点燃料船における機能要件を規定した。
- (3) ガス燃料船について次のとおり規定した。
 - (a) 燃料格納設備に関する要件を規定した。
 - (b) 燃料管装置に関する要件を規定した。
 - (c) バンカリング設備及び燃料供給系統に関する要件を規定した。

- (d) 火災安全設備に関する要件を規定した。
 - (e) 危険場所の定義を規定した。
 - (f) 通風装置の仕様及び設置に関する要件を規定した。
 - (g) 電気機器の仕様に関する要件を規定した。
- (4) 運用手順書及び緊急手順書に関する要件を規定した。

制定及び改正条項

鋼船規則 GF 編（新規制定）

鋼船規則 A 編 1.2.4, 2.1.44, 2.1.45, 2.1.46, 2.1.47, 2.1.48, 2.1.49, 2.1.50

鋼船規則 B 編 1.3.1, 2.1.2, 2.1.3, 2.1.4, 2.1.6, 2.2.1, 3.6, 表 B3.11, 4.6, 表 B4.8, 5.2.6, 5.6, 表 B5.29, 表 B5.30, 表 B5.31, 11.1.2

鋼船規則 C 編 6.1.1, 6.1.3

鋼船規則 CSR-B 編 6.1.3

鋼船規則 CS 編 6.1.1, 6.1.3

鋼船規則 D 編 9.9.7, 13.15.4, 18.4.1, 18.6.8

鋼船規則 K 編 1.1.1, 3.1.1, 3.1.10, 3.2.1, 3.3.1, 3.4.1, 表 K3.15, 表 K3.17, 3.4.11, 3.5.1, 3.6.1, 3.7.1, 3.8.1, 表 K3.28, 表 K3.30, 3.8.11, 3.9.1, 4.1.1, 4.2.1, 4.3.1, 4.4.1, 4.5.1, 表 K4.28, 4.5.10, 5.1.1, 5.2.1, 5.3.1, 5.4.1, 表 K5.8, 5.4.8, 5.5.1, 5.6.1, 5.7.1, 6.1.1, 6.2.1, 6.3.1, 6.4.1, 表 K6.12, 6.4.8, 7.1.1, 7.2.1, 8.1.1

鋼船規則 M 編 表 M4.8, 4.2.11, 6.1.7

鋼船規則 N 編 6.3.2, 6.4, 6.4.2, 表 N6.3

鋼船規則 R 編 4.2.1

船体防汚システム規則 1.1.3

高速船規則 1 編 1.1.9, 1.2.4, 2.1.49, 2.1.50, 2.1.51, 2.1.52, 2.1.53, 2 編 2.1.2, 2.1.3, 2.1.4, 2.1.6, 2.2.1, 3.11, 3.12, 3.13

鋼船規則検査要領 GF 編（新規制定）

登録規則細則 付録 1 様式 1A(J)-1, 3A(J)-2

鋼船規則検査要領 B 編 B1.1.3, B2.1.2, B2.1.6, B3.6, B4.6, B5.2.6, B5.6

鋼船規則検査要領 C 編 表 C6.1.1-1.

鋼船規則検査要領 K 編 K1.1.1

鋼船規則検査要領 N 編 N5.8.2, N6.4.1, 附属書 1 中 1.2, 6.4.2

鋼船規則検査要領 R 編 R4.2.1

高速船規則検査要領 2 編 1.1.3

船用材料・機器等の承認及び認定要領 第 1 編 1.1.1, 1B.1.1, 2.1.1, 3.1.1, 5.1.1, 6.1.1, 第 4 編 2.1.1, 2.4.2, 第 6 編 2.1.1, 3.1.1